

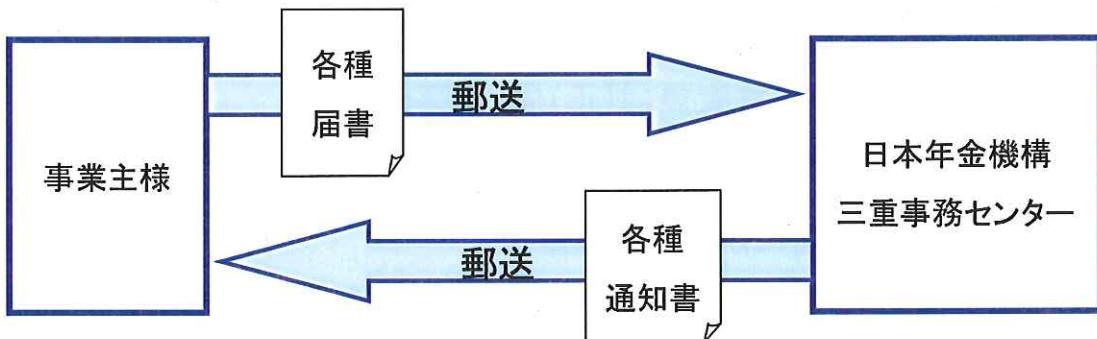
郵送による届出にご協力をお願いします

日本年金機構 津年金事務所

日頃から、公的年金事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、三重県下の事業主の皆様から、年金事務所に各種届書をご提出いただいておりますが、ご提出いただいた各種届書の審査及び決定に関する事務につきましては、事務処理の効率化を推進するため、日本年金機構三重事務センターで集約して行っています。

各種届書(裏面の一部届書を除く)を郵送によりご提出いただく場合は、下記の三重事務センターあてに送付していただきますようご協力をお願いします。



<届書送付先>

〒514-8575 津市東丸之内20-12 日本生命津ビル5階
日本年金機構 三重事務センター

※ 郵便番号を正しく記載していただければ、住所の記載を省略できます。

※ 三重事務センターは、各種届書の審査及び決定に関する事務のみを、集約して行う機関です。そのため、直接お越しいただいても対応いたしかねますので、ご了承ください。

来訪による各種届書の提出、電話又は来訪によるご相談などは、今までどおり、津年金事務所までお願いします。

(裏面もご覧ください)

こんな場合は年金事務所へ！！

電話・来訪でのお問い合わせは、すべて、年金事務所で承ります

○制度についてのお問い合わせ

例 「健康保険の被扶養者とは、どのような方ですか？」

○届書の記入方法や添付書類、決定通知書などについてのお問い合わせ

例 「月額変更届の記入方法を教えてください。」

「被扶養者異動届には、どのような添付書類が必要ですか？」

「決定通知書が送付されたが、このことについて教えてほしい。」

○届書用紙の郵送依頼

例 「急に賞与を支払うことになったので、賞与支払届の用紙を送ってください。」

以下の書類は、これまでどおり年金事務所へご提出ください

○適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)

年金事務所の管轄を越えて、事業所の所在地変更があったときの届出です。

○二以上事業所勤務者にかかる各種届書

二以上事業所勤務者とは、二か所以上の事業所で勤務する被保険者ことをいいます。

○資格取得・資格喪失等確認請求書

国民健康保険等に加入するため、健康保険資格喪失等の証明が必要になったときの証明を請求するものです。

○船員保険、高齢任意被保険者、日雇特例被保険者に関する各種届書

○一括適用申請書

(お問い合わせ先)

津市桜橋3-446-33

津年金事務所 厚生年金適用調査課

059-228-9112

12024175001